

クレジットカード決済データ処理サービス利用基本規約

このクレジットカード決済データ処理サービス利用基本規約（以下、「本規約」といいます。）は、株式会社クレディセゾン（以下、「当社」といいます。）が提供するサービス「セゾンのふるさと納税」への掲載を希望する地方団体（以下契約成立により利用者となった場合を総称して「掲載団体」といいます。）と当社との間において、「セゾンのふるさと納税」における決済サービス「クレジットカード決済データ処理サービス」（以下、「本件決済サービス」といい、本規約第1条（用語の定義）第3号に定義します。）の利用に係る契約の成立、権利義務、その他の契約内容等を定めるものです。

第1条（用語の定義）

本規約における次の用語は、以下の意味を有するものとします。

- (1) 「本契約」とは、本規約、付随サービス規約に基づく本件決済サービスの利用に関し、掲載団体・当社間で成立する契約をいいます。
- (2) 「付随サービス規約」とは、当社が定める規約であって、付随サービスに係る利用条件および掲載団体・当社間の権利義務を定める規約をいいます。
- (3) 「本件決済サービス」とは、クレジットカード決済サービスと付随サービスの総称をいいます。
- (4) 「クレジットカード決済サービス」とは、当社が本件決済サービスの一部として提供する、以下のサービスをいいます。
 - ① クレジットカード（デビットカード、前払式支払手段、または資金移動業若しくは為替取引を提供するサービスその他の当社が指定する決済手段を含みます。以下同じ。）決済に関わるデータ伝送や取引処理（与信取得、売上請求、承認、キャンセル処理、その他クレジットカード決済において発生する運用上の処理全般）等のデータプロセッシングサービス
 - ② クレジットカード決済の結果等を集約し、一定期間の間確認できるシステムの提供
- (5) 「付随サービス」とは、当社が本件決済サービスの一部として提供する、クレジットカード決済サービスを補充または補完、あるいは機能・サービス面の増強する、以下のサービスをいいます。
 - ① ワンクリック決済サービス
- (6) 「決済データ」とは、本件決済サービスを通じて、ふるさと納税制度に基づく会員から掲載団体への寄附金の支払いにおいて、当社が本件決済サービスに係る決済処理を行うにあたり必要とする情報であって、当社が指定する情報の総称をいいます。
- (7) 「商品等」とは、掲載団体が会員に対し、ふるさと納税のお礼として送付する、物品および役務等の総称をいいます。
- (8) 「会員」とは、「セゾンのふるさと納税」を通じて掲載団体に対して寄附を行う者をいいます。

第2条（本契約）

1. 本契約は、セゾンのふるさと納税サイト掲載規約（以下、「掲載規約」といいます。）に基づく当社と掲載団体間での「セゾンのふるさと納税」の利用に関する契約（以下、「掲載契約」といいます。）が成立した時点で成立するものとします。
2. 本規約と付随サービス規約の規定が矛盾・抵触する場合は、付随サービス規約の規定が優先するものとします。
3. 掲載規約の内容と、本規約または付随サービス規約の規定が矛盾・抵触する場合は、本規約または付随サービス規約の規定が優先するものとします。

第3条（第三者への委託）

当社は、本件決済サービスの提供に必要な業務の全部または一部を、当社の責任において第三者に委託できるものとします。

第4条（本件決済サービスの利用）

1. 掲載団体は、本件決済サービスを、ふるさと納税制度に基づく寄附金の支払いの目的かつ本契約に違反しない範囲で利用することができるものとします。
2. 掲載団体は、本件決済サービスの利用に際し、当社との間でクレジットカード通信販売加盟店契約を締結するものとします。
3. 当社は、掲載団体が当社に提供した決済データに誤謬、不足、その他の誤りが存在した場合に、当該誤った決済データを処理したことによって掲載団体に生じた何らかの不利益または損害について、なんら責任を負わないものとしません。
4. 掲載団体に第13条（契約違反等による契約の解除）第2項各号に該当する事由が生じた場合、掲載団体は、直ちに当社へ連絡するものとします。

第5条（禁止事項）

掲載団体は、本件決済サービスを利用するにあたり、以下の各号に定める行為を行わないものとします。

- (1) 本件決済サービスにより利用しうる情報を改ざんする行為
- (2) 有害なコンピュータ・プログラム等を当社のシステムまたは第三者（会員を含みます。以下、本条において同じ。）のコンピュータに送信または書き込む行為
- (3) 第三者になりすまして本件決済サービスを利用する行為、または掲載団体になりすまして第三者（業務委託先を除きます。）に本件決済サービスを利用させる行為
- (4) 当社または第三者の知的財産権を侵害または侵害するおそれのある行為
- (5) 第三者の設備等、または、当社による本件決済サービス用設備の利用もしくは運営に支障を与える行為、または与えるおそれのある行為
- (6) 本規約の規定に違反する行為
- (7) その他法令に違反または違反するおそれのある行為

第6条（通知）

1. 当社から掲載団体に対する本件決済サービスに関する通知は、別段の定めのある場合を除き、登録済の掲載団体のEメールアドレス宛に行うものとします。ただし、通信障害等やむをえない事態が発生した場合は他の適当な方法で行うものとします。
2. 当社から掲載団体への通知は、Eメールを掲載団体が受信した時点または当社による送信後24時間の経過のいずれか早い時点に到達したものとみなします。ただし、前項ただし書の場合を除くものとします。

第7条（本件決済サービスの停止または中断）

1. 当社は、掲載団体が以下の各号のいずれかに該当する場合は（第1号から第3号および第5号から第7号までについては、そのおそれを生じさせる場合を含むものとします。）、本件決済サービスの一部または全部の提供を停止することができるものとします。
 - (1) 第5条（禁止事項）に違反する場合
 - (2) 第13条（契約違反等による契約の解除）第2項に該当する場合
 - (3) 掲載規約またはセゾンカード通信販売加盟店規約に違反する場合
 - (4) 当社によるシステムの定期的な点検・補修のため
 - (5) 当社がシステムの適正な運用のため必要と認めた場合
 - (6) 当社のシステムによって掲載団体のサーバー運用に支障が生じる場合
 - (7) 当社のサービスに使用する通信回線が輻輳または使用不能な場合

2. 当社が前項に基づき本件決済サービスの停止を行う場合には、あらかじめ、その理由、実施期日および期間を掲載団体に通知するものとします。ただし、緊急の場合、または火災、停電、天災その他の不可抗力による場合は除くものとします。
3. 当社は、本件決済サービスにおける掲載団体もしくは会員と当社間の伝送に用いる第三者の回線または掲載団体の機器等に起因する通信不良、遅延、誤送等本件決済サービスの運営障害について一切の責を負わないものとします。

第8条（秘密保持）

1. 掲載団体および当社は、相手方の書面による事前の承諾なくして、本契約に基づき知り得た相手方固有の業務上、技術上、営業上、その他一切の情報（以下「秘密情報」といいます。）を第三者に開示、漏洩しないものとします。
2. 本条第1項の規定にかかわらず、以下の各号の一に該当することを、開示を受けた当事者が証明することのできる情報は、秘密情報には含まれないものとします。
 - (1) 開示の時点ですでに公知の情報、またはその後開示を受けた当事者の責によらずして公知となった情報
 - (2) 開示を受けた当事者が、第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手した情報
 - (3) 開示の時点ですでに開示を受けた当事者が保有している情報
 - (4) 開示を受けた当事者が、開示された情報によらずして独自に開発した情報
 - (5) 開示した当事者が、第三者に対し秘密保持義務を課すことなく開示した情報
3. 当社は、本条第1項の規定にかかわらず、以下の各号の一に該当する場合であって、当該各号の目的達成のために必要な範囲・程度で行う場合に限り、掲載団体の秘密情報を第三者に開示または提供することができるものとします。
 - (1) 本件決済サービスの提供・維持に用いる場合
 - (2) 会員の同一性確認（本人確認）のために用いる場合
 - (3) 法令または政府当局もしくは裁判所の命令に従うために開示する場合
 - (4) 掲載団体を特定しない形で統計的データを開示する場合
4. 本条第1項の第三者とは、掲載団体および当社の役員・従業員、第3条の委託先、掲載団体または当社が依頼する弁護士・公認会計士、その他の法令上守秘義務を負う専門家、ならびに掲載団体または当社が指定し相手方が同意した者以外の者をいいます。
5. 掲載団体および当社は、相手方から要求があった場合、または理由の如何を問わず本契約が終了した場合で、かつ、相手方から要求があった場合には、相手方から開示・提供を受けた秘密情報（その複製物を含みます。）を、相手方の選択に従い返還または破棄しなければならないものとします。ただし当社においては、法令の定めまたは社内規程により本件決済サービスに係る取引記録を法令または社内規程の定める期間（以下、「保持期間」といいます。）保持しなければならない場合で、かつ、当該取引記録に掲載団体の秘密情報が含まれる場合には、当該保持期間を経過した後当該対応を行えば足りるものとします。

第9条（個人情報の取扱等）

1. 当社は本件決済サービスの提供のため取扱を委託された個人情報を、秘密として保持し、掲載団体の書面による事前の同意を得ることなく、第三者に提供・開示・漏洩せず、本件決済サービス提供以外の目的に利用しないものとします。
2. 当社は個人情報を取り扱うにあたって、個人情報の取扱責任者を定め、その指導のもとに個人情報を適切に保護するものとし、個人情報の漏洩、滅失または毀損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じるものとします。
3. 第8条（秘密保持）第3項の定めは、個人情報に準用するものとします。この場合、「秘密情報」を「個人情報」に読み替えるものとします。

第10条（賠償責任）

1. 掲載団体および当社は、本契約に違反することにより、または、本件決済サービスの利用または提供に関して、相手方に損害を与えた場合、その損害を賠償するものとします。ただし、かかる損害賠償責任の範囲は、相手方が被った直接かつ現実の損害に限られ、機会損失等の間接損害は含まれないものとし、当社は、合理的または回避不可能な事由に基づく本件決済サービスの変更、停止、中断または誤処理等に起因する掲載団体の損害に対して賠償の責を負わないものとします。
2. 本契約に基づく当社の掲載団体に対する損害賠償については、損害の事由が生じた時点から遡って過去1年間に当社が掲載団体から受領した掲載規約に定める本手数料相当額または10万円の高い金額を上限とします。
3. 掲載団体および当社は、本契約に違反することにより、または、本件決済サービスの利用および提供に関して、第三者との間でトラブルが発生した場合には、自己の責任と費用で解決するものとします。
4. 万一、当社と第3条に定める再委託先との間の契約または決済事業者間の本件決済サービスに係る契約が終了したことにより、当社による一部または全部の本件決済サービスの提供が不可能となった場合であっても、その理由のいかんを問わず、本契約の違反とみなされず、当社はそれによる責を負わないものとします。
5. 掲載団体および当社は、地震、洪水、噴火、台風等の自然災害、戦争、内乱、暴動、テロ、ストライキ、法令の改廃、所轄官庁の命令その他の不可抗力の事由によって本契約上の債務につき履行不能もしくは遅滞となった場合、相手方に対し当該履行不能もしくは遅滞の責を負わず、またこれにより相手方に発生した損害について賠償の義務を負わないものとします。

第11条（有効期間）

本契約は掲載契約の有効期間中、存続するものとします。

第12条（本規約の変更）

掲載規約第25条（本規約の変更）の規定は、本規約および付随サービス規約の変更について準用します。この場合において、掲載規約第25条（本規約の変更）中「本規約」とあるのは、「本規約または付随サービス規約」と読み替えるものとします。

第13条（契約違反等による契約の解除）

1. 掲載団体または当社は、相手方の本契約違反が存すると判断した場合、相手方に対し相当期間を定めて当該違反を解消するよう催告を行うものとします。掲載団体または当社が相当期間を定め催告を行ったにもかかわらず当該判断の基礎となる事由が解消しない場合には、当該催告を行った掲載団体または当社は再度の催告を要せず、相手方に通知することにより、直ちに本契約を解除することができるものとします。
2. 当社は、前項の定めにかかわらず、掲載団体に以下の事項の一が生じた場合には、何ら催告することなく掲載団体に通知することにより、直ちに本契約を解除することができるものとします。
 - (1) 掲載団体が第5条（禁止事項）に該当する行為を行っていた場合
 - (2) 本件決済サービスの利用において信用販売制度を悪用していることが判明した場合
 - (3) 掲載規約またはセゾンカード通信販売加盟店規約に違反する場合
 - (4) 理由の如何を問わず、掲載契約またはセゾンカード通信販売加盟店規約に基づく契約が終了した場合
 - (5) 公序良俗に反する行為があったと当社が判断した場合
 - (6) 当社の名誉・信用を毀損し、または業務を妨害する行為をした場合
 - (7) その他当社が不適当と合理的に認め、その旨を通知または公表した事項に該当した場合
3. 掲載団体は、第1項の定めにかかわらず、当社に以下の事項の一が生じた場合には、何ら催告することなく当社に通知することにより、直ちに本契約を解除することができるものとします。
 - (1) 自ら振り出したもしくは引き受けた手形・小切手が不渡りになった場合その他支払停止になった場合
 - (2) 差押・仮差押・仮処分申立、または滞納処分を受けた場合、または破産・民事再生・会社更生・任意整理・特別清算の申立を受けた場合、またはこれらの申立を自らした場合、合併によらず解散した場合

- (3) 当社が営業を停止した場合、または所轄官庁から営業停止を含む行政処分を受けた場合
 - (4) 第1号から第3号までのほか、当社の財務状況・信用状態が悪化したと掲載団体が合理的理由に基づき判断した場合
 - (5) 当社の営業または業態が公序良俗に反すると掲載団体が判断した場合
 - (6) 掲載団体の名誉・信用を毀損し、または業務を妨害する行為をした場合
4. 掲載団体および当社は、相手方が本条第1項から第3項各号の事由により本契約が解除された場合において、解除に起因して自己に生じた損害の賠償を第10条（賠償責任）に従い相手方に請求することができるものとします。

第14条（反社会的勢力の排除）

1. 掲載団体および当社は、自己または自己の役員（取締役、執行役員、監査役又はこれらに準ずる者をいいます。）が現在次のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないことを相手方に対し確約するものとします。

- (1) 暴力団の構成員（以下「暴力団員」といいます）及び暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者
- (2) 暴力団の準構成員（暴力団員以外で暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがある者又は暴力団若しくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与する者をいいます。以下同じ。）
- (3) 暴力団の関係企業（暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、準構成員若しくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供を行うなど暴力団の維持若しくは運営に積極的に協力し若しくは関与する企業又は業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し暴力団の維持若しくは運営に協力している企業をいいます）又はその従業員
- (4) 総会屋等（総会屋、会社ゴロ等、企業等を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいいます）
- (5) 社会運動等標ぼうゴロ（社会運動若しくは政治活動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民社会の安全に脅威を与える者をいいます）
- (6) 特殊知能暴力集団等（前各号に掲げる者以外の、暴力団との関係を背景に、その威力を用い又は暴力団との資金的なつながりを有し、構造的な不正の中核となっている集団又は個人をいいます）
- (7) 前各号の共生者
- (8) その他前各号に準ずる者

2. 掲載団体および当社は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為を行わないことを相手方に対し確約するものとします。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を越えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為

3. 掲載団体または当社は、相手方が前二項に定める事項に違反すると具体的に疑われる場合、相手方に対して当該事項に関する調査を行い、又は必要に応じて資料の提出を求めることができ、相手方は、これに応じるものとします。

4. 掲載団体または当社は、相手方が第1項若しくは第2項のいずれかに該当した場合、第1項若しくは第2項の規定に基づく確約に対して虚偽の申告をしたことが判明した場合、又は第3項の調査等に応じない場合や虚偽の回答をした場合のいずれかであって、本サービス利用を継続することが不適切であると認めるときには、ただちに本契約を解除することができるものとします。

5. 前項により解除当事者に損害が生じた場合、相手方は、これを賠償する責任を負うものとします。

第15条（準拠法等）

本契約は日本法に準拠し解釈されるものとします。

第16条（合意管轄裁判所）

1. 掲載団体および当社は、本契約に関し、掲載団体・当社間で訴訟の必要が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意するものとします。
2. 管轄権を有する裁判所の判断により本契約の一部が違法または無効であると判断された場合であっても、裁判所の判断外にある本契約のその他の残余部分については、何ら影響を受けず有効とします。

(以下余白)

【規約制定】2020年7月27日

ワンクリック決済サービス利用規約

この「ワンクリック決済サービス利用規約」(以下、「ワンクリック決済規約」といいます。)は、「クレジットカード決済データ処理サービス利用基本規約」(以下、ワンクリック決済規約においては「基本規約」といいます。)第1条(2)に定める付随サービス規約です。

第1条 (サービス)

1. 当社は掲載団体に対し「ワンクリック決済サービス」を提供します。「ワンクリック決済サービス」のサービス内容は以下に定めるものとなります。
 - ① 当社において、会員毎に会員 ID を発番し、会員 ID と当社所定の決済情報(カード番号等、本件決済サービス毎に当社が定める決済処理のために必要な情報)を紐づけて管理することにより、会員が「セゾンのふるさと納税」において会員 ID を示してふるさと納税制度に基づく寄附金の決済をした場合に、当該会員 ID を利用して決済情報と照合し決済処理を行うことができる、会員 ID を活用した包括的な決済管理を提供するサービス。

第2条 (規定外事項)

ワンクリック決済サービス規約に定めのない事項は、基本規約の定めに従うものとします。

(以下余白)

【規約制定】2020年7月27日